

エコマーク料金規定

2022年3月1日

公益財団法人日本環境協会

第1条 本規定は、エコマークに係わる料金を定める。

第2条 料金は、以下の三種類とする。

- ① エコマーク商品認定審査料
- ② エコマーク使用料
- ③ エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

第3条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料の金額は、別表に定め、公表する。

第4条 エコマーク商品認定審査料、エコマーク使用料及びエコマーク認定証発行料は、必要に応じて見直す。

2 前項の料金の見直しは、エコマーク事業の公益性に鑑み、エコマーク使用契約者数、エコマーク商品の売上高推移、認定商品数、認定基準の見直しその他諸般の事情を考慮するものとする。

附 記

- 2012年 4月 1日 制定施行（料金の表を料金規定として再構成、使用料の一部見直し）
- 2012年 10月 1日 改定実施（商品類型「ホテル・旅館」に係わる料金を追加）
- 2013年 4月 1日 改定施行（公益財団法人設立）
- 2015年 10月 1日 改定施行（商品認定審査料、使用料、認定証発行料の一部見直し）
- 2017年 9月 1日 改定施行（商品類型「飲食店」に係わる料金を追加）
- 2019年 3月 1日 改正施行（商品類型「小売店舗」、「ホテル・旅館」に係る料金と見直し）
- 2020年 2月 1日 改正施行（商品類型「シェアリングサービス」に係る料金を追加）
- 2020年 10月 1日 改定施行（商品類型「商業施設」に係わる料金を追加）
- 2021年 2月 1日 改定施行（商品類型「清掃サービス」に係わる料金を追加）
- 2022年 3月 1日 改定施行（商品類型「テイクアウト・デリバリー店舗」に係わる料金を追加）

エコマーク商品認定審査料

別表 1. 1 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、商品類型 No. 505「飲食店」、商品類型 No. 509「商業施設」、商品類型 No. 510「清掃サービス」、及び商品類型 No. 511「テイクアウト・デリバリー店舗」以外の商品類型に係るエコマーク商品認定審査料（「エコマーク商品認定・使用申込書」1通あたり）

審査料（別途消費税）
20,000 円

（制定日：2003 年 10 月 1 日）

別表 1. 2 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、商品類型 No. 505「飲食店」、商品類型 No. 509「商業施設」、商品類型 No. 510「清掃サービス」、及び商品類型 No. 511「テイクアウト・デリバリー店舗」に係る審査料（「エコマーク認定・使用申込書」1通あたり）

審査料（別途消費税）
40,000 円

ただし、商品類型 No. 509「商業施設」において複数の施設を同時に申し込む場合、4 施設目以降の審査料は 20,000 円／施設（別途消費税）とする。

エコマーク使用料

別表 2. 1 商品類型 No. 501「小売店舗」、商品類型 No. 502「カーシェアリング」、商品類型 No. 503「ホテル・旅館」、商品類型 No. 505「飲食店」、商品類型 No. 509「商業施設」、商品類型 No. 510「清掃サービス」、及び商品類型 No. 511「テイクアウト・デリバリー店舗」以外の商品類型に係るエコマーク使用料（年間）

エコマーク認定商品の合計売上高区分	使用料（別途消費税）
～ 10 万円以下	10,000 円
10 万円超 ～ 2,500 万円以下	30,000 円
2,500 万円超 ～ 5,000 万円以下	50,000 円
5,000 万円超 ～ 7,500 万円以下	75,000 円
7,500 万円超 ～ 1 億円以下	100,000 円
1 億円超 ～ 1 億 7,500 万円以下	150,000 円
1 億 7,500 万円超 ～ 2 億 5,000 万円以下	200,000 円
2 億 5,000 万円超 ～ 3 億 2,500 万円以下	250,000 円
3 億 2,500 万円超 ～ 4 億円以下	300,000 円
4 億円超 ～ 4 億 7,500 万円以下	350,000 円
4 億 7,500 万円超 ～ 5 億 5,000 万円以下	400,000 円
5 億 5,000 万円超 ～ 6 億 2,500 万円以下	450,000 円
6 億 2,500 万円超 ～ 7 億円以下	500,000 円
7 億円超 ～ 8 億 5,000 万円以下	600,000 円
8 億 5,000 万円超 ～ 10 億円以下	700,000 円
10 億円超 ～ 20 億円以下	800,000 円
20 億円超 ～ 30 億円以下	900,000 円
30 億円超 ～ 40 億円以下	1,000,000 円
40 億円超 ～ 50 億円以下	1,100,000 円
50 億円超 ～ 60 億円以下	1,200,000 円
60 億円超 ～ 80 億円以下	1,300,000 円
80 億円超 ～ 100 億円以下	1,400,000 円
100 億円超 ～ 200 億円以下	1,500,000 円
200 億円超 ～ 300 億円以下	2,000,000 円
300 億円超 ～ 500 億円以下	2,500,000 円
500 億円超 ～	3,000,000 円

（制定日 2012 年 4 月 1 日）

別表 2. 2 商品類型 No. 501 「小売店舗」、商品類型 No. 503 「ホテル・旅館」、商品類型 No. 505 「飲食店」、商品類型 No. 508 「シェアリングサービス」、商品類型 No. 509 「商業施設」、商品類型 No. 510 「清掃サービス」、及び商品類型 No. 511 「テイクアウト・デリバリー店舗」に係る使用料（年間、1 事業者あたり）

区分		使用料(別途消費税)	
商品類型 No. 501 「小売店舗」	認定施設数	1～ 9 施設	1 施設目 30,000 円＋ 2 施設目以降:1 施設 毎に 20,000 円加算
		10～ 99 施設	200,000 円
		100～299 施設	300,000 円
		300～999 施設	500,000 円
		1,000 施設以上	1,000,000 円
商品類型 No. 503 「ホテル・旅館」	認定施設数	1～ 9 施設	1 施設目 30,000 円＋ 2 施設目以降:1 施設 毎に 20,000 円加算
		10～ 99 施設	200,000 円
		100～299 施設	300,000 円
		300～499 施設	500,000 円
		500 施設以上	1,000,000 円
商品類型 No. 505 「飲食店」 商品類型 No. 511 「テイクアウト・デ リバリー店舗」	認定施設数	1 施設	30,000 円
		2～9 施設	50,000 円
		10～100 施設	100,000 円
		101～500 施設	200,000 円
		501～2,000 施設	500,000 円
		2,000 施設超	1,000,000 円
商品類型 No. 508 「シェアリングサー ビス」	シェアする 製品の保有 数	1～99 製品	30,000 円
		100～999 製品	50,000 円
		1,000～4,999 製品	100,000 円
		5,000～9,999 製品	200,000 円
		10,000～49,999 製品	300,000 円
		50,000～99,999 製品	500,000 円
		100,000 製品以上	1,000,000 円
商品類型 No. 509 「商業施設」	当該施設 総面積	5,000m ² 未満	30,000 円
		5,000～50,000 m ² 未満	50,000 円
		50,000～100,000 m ² 未満	100,000 円
		100,000～300,000 m ² 未満	200,000 円
		300,000～500,000 m ² 未満	300,000 円
		500,000～1,000,000 m ² 未満	500,000 円
		1,000,000 m ² 以上	1,000,000 円
商品類型 No. 510 「清掃サービス」	ビルメンテ ナンス業の 年商	1 億円未満	30,000 円
		1 億円～10 億円未満	50,000 円
		10 億円～20 億円未満	100,000 円
		20 億円～100 億円未満	200,000 円
		100 億円～500 億円未満	500,000 円
	500 億円以上	1,000,000 円	

エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）

別表 3.1（日本語版、英語版とも 1 枚あたり）

発行料（別途消費税）
5,000 円

以上